SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

WEBから認証申請ができる!

社労士による「経営労務診断®」の認証マーク制度

社労士診断認証制度

認証を受けて「人を大切にする企業」をアピール

企業の信頼度アップ　**優良人材のリクルート**

社労士診断認証制度とは!?

貴社の労働社会保険諸法令の遵守状況や職場環境改善の積極的な取組み、
企業経営の健全化の取組みを社労士が毎年確認・診断し、
その認証結果を全国社会保険労務士会連合会が運営するウェブサイトに掲載します。
貴社が「人を大切にする企業」であることをPRできるとともに、
認証マークにより自社サイトや名刺でもPRできます。

人を大切にする企業
職場環境改善宣言企業
全国社会保険労務士会連合会®

「職場環境改善宣言企業」確認シートの項目を確認していただき、職場環境改善に一層力を入れることを宣言いただければ、全国社会保険労務士会連合会よりマークを付与し、認証企業として掲載をします。

人を大切にする企業
経営労務診断実施企業
XXXXXXXXXXXXX(Y)
全国社会保険労務士会連合会®

「職場環境改善宣言」を行なった上で、「経営労務診断基準」に基づき所定の項目について社労士の確認を受けた企業に全国社会保険労務士会連合会よりマークを付与し、企業情報サイトにマーク情報を掲載します。

人を大切にする企業
経営労務診断適合企業
XXXXXXXXXXXXX(Y)
全国社会保険労務士会連合会®

「職場環境改善宣言」を行なった上で、所定の項目について社労士の確認を受け、「経営労務診断基準」に基づき必須項目のすべてが適正と認められた企業に、全国社会保険労務士会連合会よりマークを付与し、企業情報サイトにマーク情報と各項目の調査結果を掲載します。

※「職場環境改善宣言企業」、「経営労務診断実施企業」、「経営労務診断適合企業」の文字列を含む認証マーク及び「経営労務診断」の用語は、全国社会保険労務士会連合会の登録商標です。

全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEY'S ASSOCIATIONS

などと思ったことはありませんか?

優良な労務や職場環境改善の取組みを対外的にPRするのが 社労士診断認証制度 です!!

「社労士診断認証制度」の認証の流れ

1. まず、「職場環境改善宣言企業」確認シートの項目を確認していただき、職場環境改善に一層力を入れることを宣言していただければ全国社会保険労務士会連合会よりマークを付与し、認証企業とします。

2. 「職場環境改善宣言」を行った後、社労士に「経営労務診断」を依頼します。

3. 経営労務診断基準に一部適合しない項目があっても、労務環境改善に取り組んでいることは評価できるため、経営労務診断実施企業として認証します。社労士と一緒に適合企業を目指しましょう。

4. 経営労務診断基準全てに適合した場合、経営労務診断適合企業に認証します。

「働き方改革への取組み」、社労士診断認証制度のファーストステップ

まずは「職場環境改善宣言」の認証取得から

認証登録掲載料・認証マーク発行費用は一切かかりません。

認証の取得方法は？

社労士に依頼する場合

委託している社労士にご相談ください。担当社労士と一緒に「職場環境改善宣言」の確認項目をチェックし、社労士が確認・登録手続きを行います。
認証後、全国社会保険労務士会連合会より認証マークが発行されます。
※社労士の手続き費用については個別に社労士にご確認ください。※委託社労士がいない場合は「経営労務診断のひろば」より社労士をご検索ください。

セルフチェックで取得する場合

社労士に依頼しないで認証取得する場合は、全国社会保険労務士会連合会運営の「経営労務診断のひろば」サイトより認証のお手続きが可能です。
詳しい手続き方法は「経営労務診断のひろば」サイトに掲載しています。　※認証費用はかかりません。

セルフチェックで認証の申請をする場合は？

1. 右ページの確認シートに記入してください。
2. 専用ページにアクセスしてください。

経営労務診断のひろば
https://www.sr-shindan.jp/

3. 専用ページ内の「セルフチェック登録専用フォーム」ボタンを押して、専用フォームに企業情報と、「記載した確認シート(右面)」のとおり入力して送信してください。

申請から約1週間で「専用サイトへの企業情報掲載」と「認証マークの発行」を行います。

「職場環境改善宣言企業」　確認シート

事業者名		確認日	年　　月　　日

このシートにご記入していただき、「経営労務診断のひろば」サイトの「職場環境改善宣言のセルフチェック登録」から申し込みをしていただくと、
宣言企業として「経営労務診断のひろば」に掲載することができ、「職場環境改善宣言企業」のマークが付与されます。

※回答欄の該当に☑を入れてください。

項　目		No.	内　容	回　答
労務コンプライアンス	1.就業規則	1	働くことに関連するルールを定めている	☐ はい　☐ 策定中です
		2	育児･介護休業法に関する取扱いについての定めがある	☐ はい　☐ 策定中です
		3	ハラスメントに関する対応ルールを定めている	☐ はい　☐ 策定中です
	2.労働時間管理	4	始業･終業の時間管理を行っている	☐ はい　☐ 管理の準備をしています
		5	時間外勤務や休日出勤を命じるために必要な労使協定（36協定）を締結し、労働基準監督署へ届け出ている	☐ はい　☐ 締結･届出の準備をしています
		6	人員配置や業務分担の見直し、「ノー残業デー」を設ける等、長時間労働とならないような取組みを行っている	☐ はい　☐ 取組みの準備をしています
	3.年次有給休暇	7	年次有給休暇を、対象者に付与している	☐ はい　☐ 整備の準備をしています
		8	従業員が、自分の付与日数と残日数を知っている	☐ はい　☐ 知らせる仕組み作りを準備しています
	4.賃金	9	基本給･手当金額等の基準が定められている	☐ はい　☐ 基準を設ける準備をしています
		10	勤務時間のすべてについて、正しく支給している	☐ はい　☐ 不備解消の準備をしています
		11	全従業員の給与は、最低賃金以上となっている	☐ はい　☐ 不備解消の準備をしています
	5.健康診断	12	雇入時健康診断を実施している	☐ はい　☐ 実施に向けた体制を整えています
		13	定期健康診断を実施している	☐ はい　☐ 実施に向けた体制を整えています
		14	健診結果に所見があった従業員を把握している	☐ はい　☐ 把握に向けた体制を整えています
	6.労働条件	15	労働条件や労働契約内容を書面などで明示している	☐ はい　☐ 明示する準備をしています
働き方の多様化対応	7.仕事と治療の両立	16	介護や治療等と両立しながら勤務できる定めがある	☐ はい　☐ 定めを設ける準備をしています
	8.雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保	17	従業員の勤務態度や能力等を評価する仕組みがある	☐ はい　☐ 制度構築の準備をしています
		18	正規従業員とそれ以外の従業員の間に、不合理な待遇差や差別的取扱いはない	☐ はい　☐ 実態を確認し、取り組みます
	9.女性活躍推進	19	女性管理職がいる	☐ はい　※該当しない場合は、空欄のまま次へ進んでください
	10.高齢者雇用	20	65歳以降も働きたい従業員のため、働ける制度がある	☐ はい　※該当しない場合は、空欄のまま次へ進んでください
	11.外国人雇用	21	外国人従業員の在留資格は適正であり、期限内である また、日本人従業員の労働条件と差別はしていない	☐ はい　※該当しない場合は、空欄のまま次へ進んでください
	12.障害者雇用	22	障害者雇用を推進している	☐ はい　☐ 採用へ向けた準備をしています

★診断結果

「はい」が15個以上	法令遵守や働き方改革を進めている姿勢が評価できます。**「経営労務診断」を受けてみませんか。**
「はい」が11個以上	職場改善が着実に進んでいます。現在検討中のルールについて、今一度整理してみましょう。**「経営労務診断」を受けてみませんか。**
「はい」が6～10個	労働関連法規や法改正の情報について、担当社労士から話を聞いてください。
「はい」が5個まで	担当社労士の助言を受けて、働くルールについて確認する機会を設けてください。

職場環境改善宣言	法令等を遵守し、働き方改革を進め、職場環境の改善に努めます。	☐ はい

認証を受けるメリット

1 人を大切にする企業としての信頼性向上

社労士診断認証制度は「人を大切にする企業」であることを認証するものです。
職場環境をよりよく改善し、従業員の皆さんが働きやすい企業を目指すことをアピールすることができます。

2 優良人材のリクルートへのアピール

認証を受け診断結果を公表することで企業情報に高い信頼性が生まれます。求職者にとって診断結果を確認できることは、企業実態の貴重な情報源となります。

3 労務コンプライアンスの見える化

全国社会保険労務士会連合会が作成した「経営労務診断基準」に基づき診断するため、人事労務管理に関する問題点を正しく把握することができ、さらに企業が自発的に診断を受けている高いコンプライアンス意識があることを証明できます。

4 女性活躍推進や人的資本関連指標の公表

診断の数値情報は女性活躍推進法、労働施策総合推進法や育児・介護休業法の情報公開項目に対応しているため、診断結果を公表することで、法令の公表義務を充足することができます。

5 企業情報ページからPR

企業情報画面で事業紹介や求人情報を入力・公開することができ、認証企業を検索したユーザーにむけて企業 PR をすることができます。

おすすめの活用方法

リクルートサイトへの貼付

公式サイトのリクルートページやリクルート専用サイトへの認証マーク貼り付けにより、求職者へ積極的なアピールができます。

会社案内・名刺への掲載

会社案内や名刺、商品パンフレットの企業紹介のコーナーなどに認証マークを掲載することで企業への関心と安心感を与えます。

求人広告への記載

様々な求人媒体の募集要項に記載し、積極的なアピールに活用。優良人材の応募へも強い影響力があると考えられます。

企業PRページの掲載

認証結果を掲載している企業情報の画面に、詳しい**事業内容**や**求人情報**をフリー掲載できますので、企業PRとして活用することができます。

社労士診断認証制度の公式サイト

経営労務診断のひろば

経営労務診断のひろば

https://www.sr-shindan.jp/

認証マークの取得・経営労務診断のお申し込みは

株式会社SAライフ
596-0814
大阪府岸和田市岡山町751
TEL:072-443-0243 FAX:072-440-2146

（2023.3月版）